指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更

平成２７年３月２７日の閣議において、以下の指定行政機関及び７都県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定。

【指定行政機関】

内閣府、金融庁、文部科学省、原子力規制委員会

【都道府県】

山形県、福島県、東京都、富山県、静岡県、兵庫県、鹿児島県

・　指定行政機関及び都道府県は、法令改正、国民の保護に関する基本指針の変更や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて国民保護計画を変更しており、計画の変更にあたっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。

・　今般、内閣府、金融庁、文部科学省及び原子力規制委員会並びに７都県から計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申し出があった。変更内容の概要は別紙のとおり。

・　平成２７年３月２７日の閣議において、その変更内容に問題がないことから、「異議がない」旨を決定。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官　加藤　雅広　電話　０３－３５８１－８９２３

別　紙

指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更概要

１　指定行政機関の国民保護計画の変更

（１）内閣府の国民保護計画

内閣府原子力防災部門が充実強化されたことによる、内閣府国民保護計画の見直し。

（武力攻撃原子力災害に関する記述の充実・追加）

（２）金融庁の国民保護計画

武力攻撃災害発生時において、保険金の迅速な支払い等の要請を行う対象に少額短期保険業者を追加。

（３）文部科学省の国民保護計画

第４次分権一括法を踏まえ、重要文化財等の保護に関する国からの命令について、当該重要文化財が指定都市に存在する場合には、国から指定都市を経由するよう変更。

（４）原子力規制委員会の国民保護計画

自然災害に起因する原子力災害に対応するための原子力規制委員会防災業務計画の内容を踏まえた、原子力規制委員会国民保護計画の見直し。

（緊急時モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用等）

２　都道府県の国民保護計画の変更

（１）基本指針の変更に伴うもの

○　核攻撃等におけるスクリーニング及び除染の実施に関する事項【山形県など５都県】

○　防災基本計画（原子力災害対策編）の修正等に関する事項【山形県など５県】

○　大規模集客施設等における避難対策の円滑化に関する事項【山形県など６都県】

○　警報等の情報伝達の手段として Em-Net、J-ALERT を明記【山形県など５都県】

○　安否情報システムの利用に関する事項【東京都】

（２）その他

○　都道府県国民保護対策本部等の体制の強化に関する事項【福島県など３都県】

○　通信手段の追加に関する事項【福島県など２都県】

など